

平成23年度横浜市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成23年度横浜市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 市民病院事業

(1) 病 床 数	650 床
(2) 年間入院患者数	208,620 人
(3) 年間外来患者数	317,200 人
(4) 1日平均入院患者数	570 人
(5) 1日平均外来患者数	1,300 人
(6) 年間がん検診者数	35,282 人
(7) 1日平均がん検診者数	145 人

2 脳血管医療センター事業

(1) 病 床 数	300 床
(2) 年間入院患者数	101,016 人
(3) 年間外来患者数	39,040 人
(4) 1日平均入院患者数	276 人
(5) 1日平均外来患者数	160 人
(6) 短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用定員	80 人
(7) 年間短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用者数	29,280 人
(8) 年間通所リハビリテーション等 利 用 者 数	7,750 人

(9) 1日平均短期入所療養介護及び
介護保健施設サービス等利用者数 80人

(10) 1日平均通所
リハビリテーション等利用者数 25人

3 みなと赤十字病院事業

(1) 病 床 数 634床

(2) 年間入院患者数 186,660人

(3) 年間外来患者数 251,320人

(4) 1日平均入院患者数 510人

(5) 1日平均外来患者数 1,030人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 市民病院事業収益 18,936,236千円

第1項 医 業 収 益 17,817,224千円

第2項 医 業 外 収 益 1,119,012千円

第2款 脳血管医療センター事業収益 6,817,353千円

第1項 医 業 収 益 4,593,123千円

第2項 医 業 外 収 益 2,174,001千円

第3項 介護老人保健施設収益 50,229千円

第3款 みなと赤十字病院事業収益 1,678,974千円

第1項 医 業 収 益 325,178千円

第2項 医 業 外 収 益 1,353,796千円

合 計 27,432,563千円

支 出

第1款 市民病院事業費用	18,541,776 千円
第1項 医 業 費 用	18,320,482 千円
第2項 医 業 外 費 用	219,294 千円
第3項 予 備 費	2,000 千円
第2款 脳血管医療センター事業費用	7,561,065 千円
第1項 医 業 費 用	6,927,621 千円
第2項 医 業 外 費 用	512,317 千円
第3項 介護老人保健施設費用	119,627 千円
第4項 予 備 費	1,500 千円
第3款 みなと赤十字病院事業費用	3,127,740 千円
第1項 医 業 費 用	2,170,083 千円
第2項 医 業 外 費 用	957,657 千円
合 計	29,230,581 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,343,926千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 市民病院事業資本的収入	1,223,723 千円
第1項 企 業 債	734,000 千円
第2項 一 般 会 計 出 資 金	401,950 千円
第3項 そ の 他 補 助 金	87,773 千円
第2款 脳血管医療センター事業 資本的収入	1,138,774 千円

第1項 企 業 債	400,000 千円
第2項 一 般 会 計 出 資 金	738,774 千円
第3款 みなと赤十字病院事業 資 本 的 収 入	1,316,611 千円
第1項 一 般 会 計 出 資 金	1,091,488 千円
第2項 一 般 会 計 補 助 金	225,123 千円
合 計	3,679,108 千円
支 出	
第1款 市民病院事業資本的支出	1,722,089 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,077,810 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	620,279 千円
第3項 投 資	24,000 千円
第2款 脳血管医療センター事業 資 本 的 支 出	1,638,712 千円
第1項 建 設 改 良 費	467,300 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,171,412 千円
第3款 みなと赤十字病院事業 資 本 的 支 出	1,662,233 千円
第1項 建 設 改 良 費	25,000 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,637,233 千円
合 計	5,023,034 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
市民病院医療情報システム 運用管理業務委託	平成24年度	41,000千円
脳血管医療センター 医療情報システム 運用管理業務委託	平成24年度	48,000千円
脳血管医療センター 施設管理委託	平成24年度から 平成25年度まで	460,000千円
市民病院ESCO事業委託	平成24年度から 平成26年度まで	24,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 施設整備工事費及び医療備品購入費にあてるため。
- (2) 限度額 1,134,000千円
- (3) 起債の方法
 - ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
 - イ 起債の時期は平成23事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利率 年5.0%以内。
- (5) 償還の方法
 - ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
 - イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,258,681千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、9,570,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
(1) 取得する資産	ア 備品	磁気共鳴断層診断装置	一式
	イ 同上	血管撮影装置	同上

平成23年2月10日提出

横浜市長 林 文子